

広告の表現は以下のように定める。

(禁止表現)

次の表現を含んだバナー広告は、閲覧者の意思に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」等のボタン
- (2) アラートマーク(警告記号)
- (3) テキストボックス(入力できるように見えるもの)
- (4) ラジオボタン、プルダウンメニュー(選択肢があるように見えるもの)
- (5) F L A S Hを用いるもの
- (6) バナーの内容とリンク先の内容に関連性がないもの
- (7) いたずらに射幸心をあおるおそれのあるもの
- (8) その他市長が不相当と判断するもの

(アニメーションG I F)

アニメーションG I Fを用いる場合は、閲覧者に不快感を与えないようにするため、次のとおりとする。

- (1) コントラスト(明度差)の強い画面の反転表示が継続するものは、禁止とする。
- (2) 画面の大部分の領域が切り替わるものは、切り替えの間隔を2秒以上とする。
- (3) その他画面が点滅するものは、点滅間隔を100分の40秒以上とする。

(代替文字列)

広告に用いる画像には、次のとおり代替文字列を指定するものとする。

- (1) 先頭は「広告」の全角2文字とする。
- (2) 前号に続く文字列は、原則として、広告主名又は広告に表示されている文字列とする。

(市ホームページとの区別)

次の表現は、閲覧者が市ホームページのコンテンツの一部と誤解するおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 市ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの
- (2) 「お年寄りのための施設ガイド」「教育相談」等市政を連想させるような、一般的な表現を用いるもの

(色調)

文字色と背景色のコントラスト(明度差)は、十分にとり、背景に模様のある画像や写真等を使用する場合は、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

(解像度)

文字やイラスト等の解像度は、適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。